

三春都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
〔三春都市計画区域マスタープラン〕



三春交流館「まほら」

福 島 県

目 次

1 . 基本的事項	1
1) 対象区域	1
2) 目標年次	1
2 . 都市計画の目標	2
1) 都市の現状と課題	2
2) 都市づくりの理念	4
3) 当該都市計画区域の広域的位置付け	7
4) 保全すべき環境や風土の特性	7
3 . 区域区分決定の有無	9
1) 区域区分の有無とその理由	9
2) 都市的土地利用の規模	9
4 . 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針	10
1) 主要用途の配置方針	10
2) 土地利用の方針	11
5 . 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針	14
1) 交通施設	14
2) 下水道および河川	15
6 . 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針	17
1) 主要な市街地開発事業の決定の方針	17
7 . 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針	18
1) 基本方針	18
2) 主要な公園緑地の配置方針	19
3) 実現のための具体の都市計画制度方針	20

1. 基本的事項

1) 対象区域

本区域は、田村郡三春町の一部、4,664haである。

区 分	市町村	範 囲	規 模
都市計画区域の範囲	三春町	行政区域の一部	約 4,664 ha
合 計	1 町		約 4,664 ha

2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成 12 年度を基準とし、概ね 20 年後の平成 32 年を目標年次と定める。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10 年後の平成 22 年を目標年次と定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化などに対して柔軟性を確保するため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- ・都市的土地利用の規模
- ・都市施設や市街地開発事業の整備目標
- ・主要な緑地の確保目標

2. 都市計画の目標

1) 都市の現状と課題

広域的視点から見た現状と課題

本区域は、江戸時代に三春藩の城下町として築かれ、浜通りと中通りを結ぶ街道の要衝に位置していたことから、物流の拠点として発展した。近年では、国県道の整備が進み、さらに磐越自動車道や、田村西部工業団地、三春ダムなどの広域的、根幹的な社会資本整備が進んでいる。

一般国道 288 号バイパスの建設により交通混雑が緩和されることが予想される市街地では、公共公益施設の集積及び街路、河川などの都市機能の整備と再開発（土地区画整理）による中心市街地の活性化を進め、田村西部工業団地の有効利用などと合わせ、田村地域の中心都市として都市的位置付けを向上させることが期待される。

国の天然記念物である「滝桜」や三春ダム（さくら湖）周辺は、郡山市市街地などの都市近郊の利便性を活かし自然の保全と、保全を基本とした利活用による自然共生型拠点として機能することが期待される。

土地利用に関する現状と課題

本区域は、阿武隈高地の西部に位置し、小丘が連なる丘陵状の地形に森林、河川、農地、宅地が混在し、自然と調和した生活が根付いている。

人口減少が続く田村地方において、本区域全体ではまだ人口減少には至っていないが、用途区域内に限れば人口は減少している。そのため、点在する集落環境の維持とともに既存の都市的基盤を活かす土地利用が必要となっている。

中心部は城下町の形態を残し、周りを緑の丘陵で囲まれている。JR 三春駅周辺や中心市街地は整備が進み、公共施設や商業、業務などの都市機能が集積し、まとまりのある市街地を形成している。今後も、歴史的な特性や緑に囲まれた都市景観の保全に取り組むと共に、まとまりのある市街地の維持に努める。

岩江地区などでは、郡山市のベットタウン化が進んでいることから、農地や森林の調和を図りながら、三春町中心市街地や郡山市市街地の人口動態を見極め、住環境の改善に努めることが必要である。

都市施設に関する現状と課題

本区域に三春ダムが整備され、下流域に対する水の安定供給及び安全性の向上が図られており、今後もダムとしての機能の維持を図る必要がある。中心部を桜川が流れていることから、中心市街地の安全性の確保及びうるおいをもたらす水辺空間の形成に努める必要がある。

磐越自動車道、一般国道 288 号、県道網や J R 磐越東線などの交通網が整備されている。今後も県中地域生活圏の中の田村地方、郡山市、須賀川市をはじめ、県北地域生活圏南部の二本松市、本宮町などとの適正な機能分担のもとに、生活や生産拠点の形成を図るため、既存の交通基盤を活かした、拠点間ネットワークの強化を図ることが必要である。

用途地域内を中心に下水道の整備が進められており、今後も良好な居住環境の形成及び水環境の保全を図るため、下水道の整備を推進する必要がある。

また、本区域においては、公共施設や商業・業務施設などの都市機能の中心市街地への集積に努めてきた。今後も、引き続きまとまりのある市街地を形成するため、中心市街地への都市機能の集積及び道路などの都市基盤の整備を推進する必要がある。

周辺の集落については、適正な土地利用規制のもとで日常生活を支えるために必要な道路などの都市基盤の充実を図る必要がある。

誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの理念に基づき、時代に対応した都市施設の整備に努める必要がある。

市街地開発事業に関する現状と課題

本区域の中心部においては、駅南部土地区画整理事業、新町東部土地区画整理事業などにより、良好な居住環境の提供が図られている。また、工業用地としては、高速交通の利便性を活かし、船引三春インターチェンジ周辺に田村西部工業団地が整備されている。

自然環境の整備又は保全に関する現状と課題

本区域の用途地域外では農地の持つ、水資源のかん養機能、地球温暖化の防止機能など、その多様な機能に加え、良好な田園風景などを維持するため、農地の確保・保全に努め、農地、里山、集落が一体となった自然循環型の地域づくりを推進することが望まれる。特に、三春ダム（さくら湖）周辺は豊かな自然環境を有していることから、郡山市に近接しているという立地条件を活かした自然共生型の地域形成が必要となっている。

また、用途地域では、城下町としての歴史的な景観を残しており、城山跡や荒町などの中心部の緑は、風致地区に指定され、保全が図られている。今後も、都市の歴史や自然を活かした個性ある都市づくりを行う必要がある。このため、必要に応じて建物などの高さに配慮し、良好な街並み景観、豊かな自然景観の維持、形成の検討を行う必要がある。

2) 都市づくりの理念

基本理念

「森に抱かれ、水辺に集う地域の生活拠点都市づくり」

田村ブロックの中心都市として、周辺の農村や中山間地域への生活サービス機能を、まとまりのある市街地の中で提供する都市づくりに取り組む

三春城址（舞鶴城址）のある城山公園を中心とした丘陵地の緑に包まれ、土蔵づくりの街並み、由緒ある神社仏閣など古い歴史と文化遺産を活かした歴史公園都市づくりに取り組む

三春ダム周辺や桜川沿線など、水辺環境を学ぶ資源として活かし、地域の豊かさを再認識するため、都市と農村との交流を深める田園生活都市づくりに取り組む



荒町新町線沿い街並み



磐州通り



滝桜



さくら湖

大規模な地形の形質変更に対する考え方

本区域においては、田村西部工業団地など、県中生活圏及び福島県の振興を図るため、大幅な地形の形質変更を伴う開発を行ってきたが、今後は豊かな自然環境の保全や農地の保全の観点から大規模な地形の形質変更をともなう開発は行わないことを基本とする。

特に、本区域の市街地は、地形によるすぐれた防衛性に基つき城下町が成り立ったという都市形成の歴史を有することから、この歴史的な特性を保全するため、市街地周辺の山林などの保全に努めるものとする。

ただし、これまで整備した基盤の有効活用を図るため、その周辺における開発などを行う場合は、自然環境の保全に十分配慮する。

隣接市町村との空間的結びつきの考え方

町の南北と東側は、それぞれ郡山市、白沢村、岩代町、船引町と接し、標高 350～500mの山々により隔てられており、西側は阿武隈川から始まる阿武隈高地の起伏の始まりに位置し郡山市市街地と近接している。連続した丘陵地形は、阿武隈高地の地域性の要素であるが、近年の郡山市側の宅地造成や三春町岩江地区の宅地化により空間的な分断が弱まってきている。

このため、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域や森林法による地域森林計画対象民有林の有する多面的機能の持続的発揮を図るため、適正な整備及び機能の保全を図り、隣接市町村とは交通網の充実による連携・交流を深めることで、今後もこの地域特性を守り続けていくこととする。

自然環境の保全に対する価値観

阿武隈高地の西端に位置する三春町は、自然公園や特徴的な単独峰は存在しないが、小丘が連なる丘陵状の地形に森林、河川、農地、宅地が混在し、人々の生活は自然との調和の中で成り立っていることから、これらの自然環境を後世に継承すべき財産と位置付け、適正に保全することを基本とする。

さらに、身近で豊かな自然環境の中で、ゆとりある生活を創造していくために、短期的な経済性や効率性から自然の価値を判断するのではなく、循環という長期的な視点にたち、多様な生態系が育まれている里山や小河川などの環境の維持及び再生に努めるものとする。

用途地域内においても、歴史ある都市環境や自然に囲まれた美しい景観の維持及び形成を図るため、町の景観条例を運用しながらまちづくりを行うこととする。

人口配置の考え方

市街地の人口は、近年減少傾向ではあるものの城下町の形態を残す中心市街地に人口が集積しており、既存の都市基盤を有効利用するため、中心市街地やその周辺の基盤が整備された地区に、今後とも人口を集積させるものとする。

その他の既存の集落や郡山市に近接する地区においては、森林や農地を保全するため、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域、森林法による地域森林計画対象民有林の有する多面的機能の持続的発揮を図るため、適正な整備及び機能の保全を図り、宅地開発を抑制することで、今以上の人口配置を考えないこととする。

市街地の適正規模に関する考え方

現在の住居系用途地域は、旧城下の中心市街地から概ね 1km 圏内にあり、その中に商業地、住宅地、山林、農地や未利用地などが点在する。

町全体として、人口は横這いで推移しているが、将来に大幅な増加を見込むことは困難であり、また用途地域内の人口は減少局面を向かえていることから、田村地方の中心都市としての求心性も弱まりつつある。

よって、現在の用途地域の範囲内で、田村地方の中心都市としての求心性を保てる機能を持った市街地を形成する。

農地・農業に関する考え方

県中地域生活圏の中心都市である郡山市に近接しているため、自然に恵まれた居住環境を求め宅地化が進む要因を持つ。一方で郡山市や広域的道路ネットワークへの近接性を活かし都市近郊野菜の生産場所として、近年野菜生産の比率が高まっている。

そこで、三春町の中心市街地をはじめとした市街地の適正な形成、隣接する郡山市市街地の秩序ある発展にあわせて、消費地に近い生産場所としての立地条件、そして何よりも森林、農地、宅地が調和し循環型地域を形成するという都市づくりの理念を踏まえ、農業振興地域の整備に関する法律の農用地指定、森林法の地域森林計画対象民有林の指定に基づき、現在の農地及び里山となっている森林を維持、保全していくことを基本に考える。その上で、循環型地域で生産された農産物の安全性を付加価値とし、安定した農業経営、後継者や新規従事者の育成により農業の振興を図ることを考える。

土地利用整序の考え方

中心市街地とその周辺の市街地では、各種基盤整備が進んだ地区への建築誘導を行い、城下町特有の密集状態を改善し、まちなかの山林・緑地を維持しながら、森に囲まれた城下町として人口集積を進める。

大規模な工場などについては、市街地に近接し、高速交通網に隣接した既存工業団地への集積を進める。

なお、近年宅地化が進む岩江地区は、現居住地の防災性を高めるとともに、自然・農地保全の観点から宅地については現状規模を維持し、低密度の住宅地を形成する。

都市防災（市民のリスク分担）の考え方

人口集積地区においては、災害に対する安全性を確保するため、市街地の整備などにあたり、公園などのオープンスペースの確保、避難路の整備などを行うとともに、河川改修や下水道の整備を推進し、災害に強いまちづくりを進める。

市街地に近接している地区については、急傾斜地の崩壊防止対策などを推進する。また、その他の崩壊の危険性のある地域については、情報の周知を徹底し、危険個所での宅地化を行わないことを基本とする。

また、洪水ハザードマップやIT（情報通信技術）を活用した情報提供ネットワークの構築などにより危険地域についての情報の周知を徹底する。

都市施設の整備・配置に関して基となる考え方

都市施設については、交流ネットワークに資する施設など、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮して配置することとする。

都市施設の配置にあたっては、人口が集積している地区及び将来的に人口の集積を図っていくべき地区に、重点的に行うことを基本とする。

また、集落地区については、集落の存続を図る上で必要な都市施設の整備を行うこととする。

その際、自然環境及び身近な生活環境などに与える影響に十分に配慮するものとし、特に、農業との調和に配慮する。良好な自然環境や地域のシンボルとなっている景観については、保全することを基本とし、配置を行う。

さらに、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの理念に基づき、地域住民の参加・協力のもと時代に対応した都市施設の整備に努める。

3) 当該都市計画区域の広域的位置付け

田村地方の中心都市として、近年低下している求心力を高めるために、市街地における商業・業務・文化・医療・行政などの様々な都市機能の充実、高度化に努める都市と位置付ける。

特に、磐越自動車道へのアクセスの良さを活かし、田村西部工業団地の産業集積を高めるとともに、製造業や加工業だけでなく、地場産業の育成・支援をはじめ、ベンチャービジネス、ニュービジネスなどが生れる環境整備を進める、産業拠点と位置付ける。

また、郡山市の隣接都市としての立地特性を活かし、郡山市への人口流出を防ぎつつ、郡山市の通勤・通学者が住まう良好な市街地の形成を図る。

三春ダムの機能の維持に努めることにより、良好な水資源を確保するための水源地として位置付ける。

さらに、城下町としての歴史を活かした市街地の形成、滝桜や三春ダム（さくら湖）周辺の自然保全と自然と調和した活用を進め、歴史、自然を活かした学習・レクリエーションなどを通じた交流拡大に努めることが望まれる。

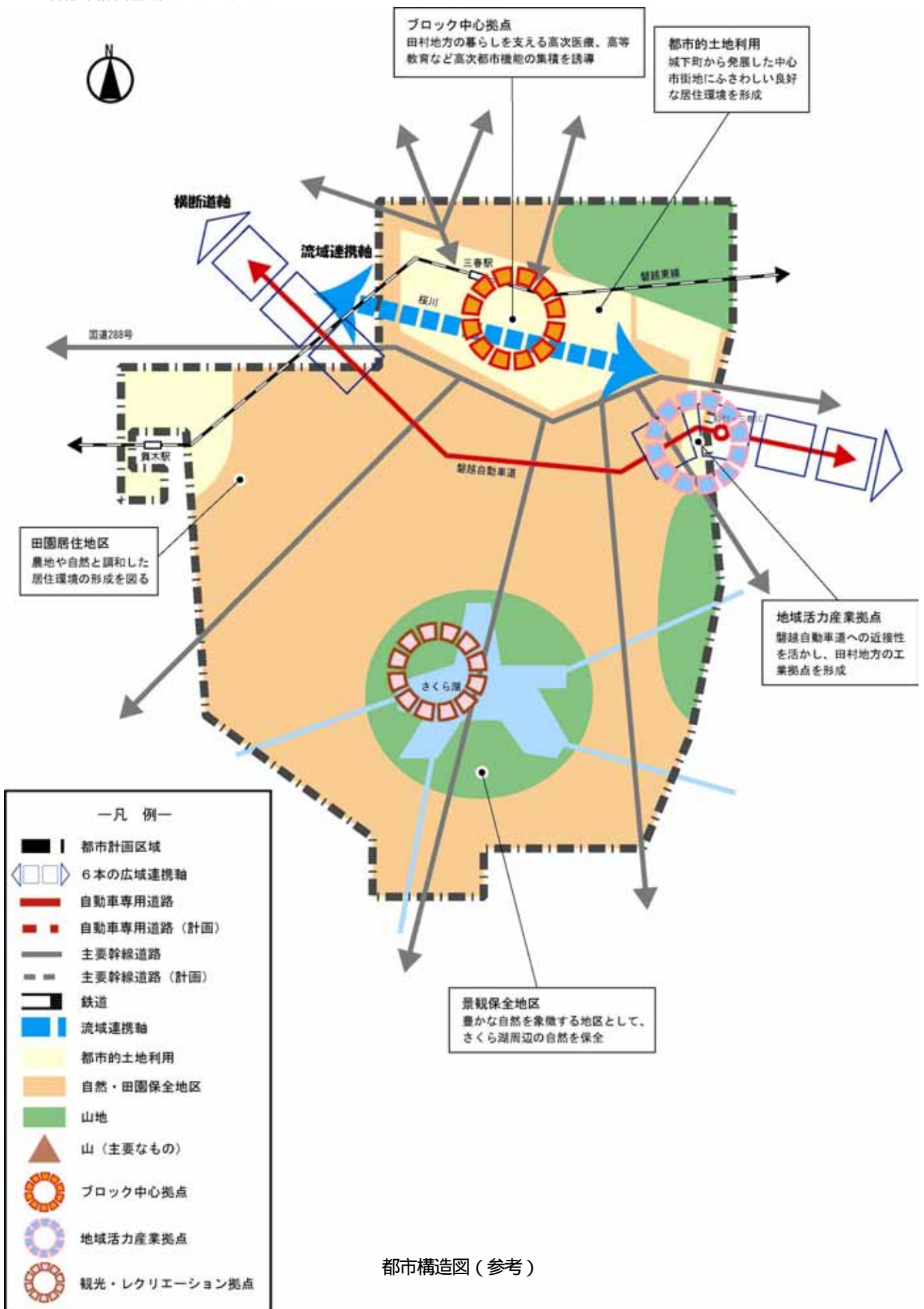
4) 保全すべき環境や風土の特性

三春町は、梅・桃・桜が一時に咲き競い、三つの春が一度に訪れる里ということから「三春」と名付けられたという美しい伝承を持ち、丘陵地に広がる植生、その基礎となる山林、農地は、生活と自然が調和した町を築き上げるために守りつづける必要がある。

特に、滝桜や三春ダム（さくら湖）周辺は、今ある自然を守り育て、また人々が自然に触れ合うことでその大切さを実感する重要な役割を担っている。

市街地においては、戦国時代には三春田村氏、江戸時代には秋田氏が廃藩まで治めた城下町としての歴史を有し、蔵や古い建築物が歴史的な街並みを形成している。

また、城下町は、城を守る防御性に優れた地形を活かし形成された経緯があり、歴史的街並みは小規模な山々の間に筋状に延びる狭い平場に形成されており、歴史的な建築物の保全や再生とともに市街地内に広がる小規模な山々の保全が、森に囲まれた城下町を守り育てるためには必要である。



都市構造図(参考)

3. 区域区分決定の有無

1) 区域区分の有無とその理由

区域区分の有無

本区域では、区域区分を定めない。

判断理由

本区域は、阿武隈高地の西部に位置し、小丘が連なる丘陵地形に森林、河川、農地、宅地が混在しており、隣接市町村とは標高 350～500mの山々により隔てられている。しかし、本区域西側に近接する郡山市の市街地が、本区域へ伸びてきている状況があるが、農業振興地域の整備に関する法律、森林法の規定により、市街地の無秩序な拡大が規制されており、都市計画法による区域全体を対象とした土地利用規制の必要性は低い。

また、人口については周辺町村が減少を続ける中、本地区人口は横這いで推移しているが、用途地域外では農業地域の整備に関する法律、森林法の規定により、用途地域内では交通の要衝に土地区画整理事業などによる宅地供給がなされ、秩序ある市街化（宅地拡大）が進んでおり、あらためて、都市計画法による区域全体を対象とした土地利用規制の必要性は低い。

工場などの立地についても、田村西部工業団地の分譲が今後も期待されることから、工業用地需要に対する供給量は確保されており、工場などの立地の適正な規制・誘導のための都市計画法による区域全体を対象とした土地利用規制の必要性は低い。

広域的な位置付けでは、田村郡の中心都市として都市機能の集積を進めることが望まれているが、用途地域内の土地区画整理事業などによる宅地供給地区と連動し、旧城下の中心市街地において、中心都市としての求心性を保てる機能を持った低層建築物が連なるコンパクトな市街地を形成することが可能であり、区域内を2分し市街化の促進と抑制を強固に進める必要性は低い。

以上の理由により、三春都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

2) 都市的土地利用の規模

用途地域内においても、大幅な人口増加などは見込めないことから、現状の規模を維持することを基本とする。しかしながら、郡山市に隣接する岩江地区は、既に民間の宅地開発によって市街化されており、今後、居住環境の維持・改善を図るために、必要に応じ土地利用規制・誘導方策を検討する。

4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要用途の配置方針

商業業務地

商業業務地は旧城下の中心市街地に形成されており、小規模な山々の間に筋状に延びる狭い平場の旧街道（現国道）沿に店舗や宅地が密集している。

今後は、まとまりのある市街地形成の観点から商業業務地の拡大を進める事無く、駐車場などの商業基盤や街路、広場・公園などの整備、公共施設集積を進め、城下町特有の密集状態を改善するため土地区画整理事業などを導入し、田村地方の中心都市としての求心力を高めるものとする。

工業地

田村西部工業団地は、磐越自動車道三春インターチェンジへの近接性を活かし、田村地方の工業活動の拠点として、周辺の自然環境や居住環境との調和に配慮しつつ、工業の集積を誘導する。

既成市街地内に存在する工業施設は、社会経済の動向などを見極めつつ工業団地へ集約、移転することを基本とするが、周辺環境に対する影響が小さい工場が立地する地区については、職住近接の市街地を形成する。

住宅地

ア. 中心市街地及び市街地

中心市街地内の住宅地については、居住環境の向上、歴史資源の活用、店舗併用住宅群の整備などを推進し、城下町の中心市街地にふさわしい良好な居住環境を形成する。また、都市機能や基盤が集積する市街地（用途地域）内においては、高齢者対応など多様な選択肢を有する公的住宅の整備を促進し、豊かに住み続けることができる良好な居住環境の形成を図る。

土地区画整理事業区域の都市基盤が整った住宅地については、ゆとりとうるおいのある居住環境の維持及び創出に努め、町外に通勤・通学する町民の転出を食い止めるための居住地として宅地化を促進する。

イ. 里山・住宅調和地域

用途地域外においては、農業振興地域の整備に関する法律や森林法の適正な運用のもと、既存集落やコミュニティの維持に資する宅地供給、公共公益機能整備を行い、自然に恵まれた循環型の農村地域の形成を進める。

自然環境保全地区

ア. 市街地内緑地

現在も市街地に残る丘陵部の森林や寺社の森は、城下町としての都市形成の歴史を伝えるとともに、街の景観を形成し、豊かな自然環境を保持しており、町のシンボルであるという観点から、今後も守り育てて行くこととする。

イ. 自然共生地域

天然記念物である「滝桜」の周辺、三春ダム（さくら湖）周辺は、三春町の有する豊かな自然を象徴する地区であり、自然の保全・維持を進めるとともに、環境教育の素材として自然と共生する「田園生活の魅力の多様性を享受」できる空間を創出する。

2) 土地利用の方針

土地の高度利用に関する方針

三春町の中心市街地においては、旧街道（現国道）沿いに城下町特有の密集した市街地が広がっており、今後はその密集状態を改善し田村地方の中心都市として、求心力を高める都市機能を集積させていくことを考える。

その上で、中心市街地内の道路網など都市施設などの整備と同調し、商業や公共公益施設などの集積による土地の高度化を促進するものとする。

用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

既成市街地内に存在する工業施設は、社会経済の動向などを見極めつつ工業団地へ集約、移転することを基本とするが、周辺環境に対する影響が小さい工場が立地する地区については、職住近接の市街地を形成する。

その上で、大規模な工場の移転が図られた場合には、中心市街地の再構築や住宅地の形成状況やそれへの影響を踏まえ、移転跡地は住居・商業・業務系の土地利用へ転換を図ることを基本とする。

居住環境の改善又は維持に関する方針

市街地においては、都市計画道路の整備に伴う居住環境整備、建物の防火性能の向上促進、裏道、参道、散策路を活用した歩行者ネットワーク形成、身近なオープンスペースの確保と緑地などの維持、下水道整備などによる居住環境の改善を推進し、安全で快適な居住環境の形成を推進する。

また、土地区画整理事業区域などの計画的に整備された区域については、ゆとりとうるおいのある居住環境の維持及び創出に努め、町外への町民の転出を食い止めるための居住地として宅地化を促進する。

都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

城山跡や荒町など7地区（計90.0ha）指定されている風致地区は、今後とも維持・保全を図るものとする。

また、概ね整備された9箇所の都市公園については、地域住民との協働の視点に立ち、新たな維持・管理の仕組みを構築し、住民に身近な利用しやすい公園として改善を図るものとする。

中心市街地におけるうるおいや交流の場を確保し、中心商業地の魅力向上を図るため、新たな公園やオープンスペースの確保、また桜川の親水性を高める環境整備を行うこととする。

優良な農地との健全な調和に関する方針

用途地域外の丘陵状の地形一帯に広がる農地は、森林、農地、宅地が一体となって循環型地域を形成するという都市づくりの理念を踏まえ、他法の規制により保全して行くことを基本に、郡山市市街地に近接し開発圧力の強い地区においては農地及び自然に恵まれた住環境を保全するため、必要に応じ特定の用途を規制する地域指定などを検討する。

自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地においては風致地区の維持と地区内施設の質的向上を図る。用途地域外の天然記念物「滝桜」の周辺、三春ダム（さくら湖）周辺は、三春町の有する豊かな自然を象徴する地区であることから、他法との適正な役割分担のもと豊かな自然の保全と環境教育の実践の場の形成に向け、宅地化を抑制する土地利用規制を進める。

計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

郡山市市街地に近接した岩江地区、（主）須賀川三春線沿線地区においては、里山や田園に囲まれた豊かな自然環境を維持し、かつ既存集落の維持とコミュニティの維持が可能となるよう、生活排水対策など環境負荷に着目した基盤整備を進め住環境の向上を図る。

用途地域が定められていない区域は、主に良好な居住環境を維持・保全していく区域とする。

5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。
施設の整備にあたっては、誰もが暮らしやすいまちを目指して、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

1) 交通施設

基本方針

ア. 整備の方針

都市圏を越える広域的な交流を支える高速交通体系として、磐越自動車道を位置付け、その整備充実を促進する。

幹線道路網は、郡山市や田村地方の各都市、そして県北地域生活圏や福島空港への連携・交流を強化するための充実を図る。特に、一般国道 288 号については、中心部への通過交通の流入を防ぎ、中心部の安全性及び快適性を高めるとともに、広域的な連携を強化するためバイパス化を促進する。

また、田村地方の中心都市としての機能充実を図り、中心市街地の活性化及び再構築を牽引するため、旧街道に沿って都市計画決定されている国県道路網（街路）を沿道景観の形成と同調し整備を推進する。

歩行者空間については、高齢化の進展に対応し、歩道の充実やユニバーサルデザインなどの導入を推進する。

J R 磐越東線の三春駅については、交通結節点として、また各生活拠点の中心として、利便性の向上と
うるおいのある交流の場の形成を図る。

主な施設の配置方針

高速交通体系としては、東西方向に磐越自動車道を配置する。

幹線道路としては、東西方向に一般国道 288 号バイパス、現一般国道 288 号、（主）郡山大越線、（一）齊藤下行合線などを配置し、南北方向には、福島空港アクセス道路、（主）飯野三春石川線、（主）須賀川三春線、（主）本宮三春線などを配置し、格子状の道路網を形成する。

市街地内については（都）荒町新町線、（都）大町亀井線、（都）北町荒町線、（仮）（都）三春駅中町線、（仮）（都）大町一本松線による放射状の道路網を形成する。

交通結節点としては、J R 磐越東線三春駅に駅前広場を配置する。

中心市街地については、歩行者の安全性及び快適性を確保するため、歩行者空間の整備を推進する。

主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

【道路】

市町村名	路線名	備考
三春町	（都）大町亀井線	（国）288 号
	（都）荒町新町線	（主）本宮三春線

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

2) 下水道および河川

基本方針

ア．下水道の整備の方針

阿武隈川水系の上流域として放流河川の水質保全に努めるとともに、良好な生活環境の形成を図るため、下水道の整備を推進する。

市街地は公共下水道事業で整備を進めることを基本とし、その周辺に隣接する集落区域は、公共下水道と一体整備が有効であると判断されれば下水道区域に含めるなど、土地利用の動向を踏まえ計画的、効率的な整備を実施するものとする。

また、市街地外においては、山林、農地、宅地が調和した循環型の地域を形成するため、農業集落排水事業や合併処理浄化槽設置等により、下水道施設の普及率向上を図り、環境負荷の低減と住環境の改善を進める。

イ．河川の整備の方針

河川の整備については、森に囲まれた城下町としての地形特性を踏まえ、治水や防災の観点はもとより、住民に開かれた水辺の交流空間としての位置付けを重視し、中心部の市街地整備、商業の活性化、中心部の歩行者ネットワーク形成とあわせ、住民が身近に自然に触れられる水辺環境として、親水性の高い整備を進めるものとする。

特に、桜川河川改修に際し、親水性の高い水辺空間の形成を図り、中心市街地における交流の場として形成する。

また、住民が自らの地勢を理解し、正確な防災情報を備えた上で、安心して暮らせる環境の形成を図るため、河川の改修を促進する。但し、人の手によって自然地形から災害要因を安易に取り除くのではなく、自然の持つ治水能力を十分に引き出すなど、自然と共生を図る新たな整備手法に取り組むものとする。

市街地内の安全性の確保とともに、安定した水源を確保するために、三春ダムの機能維持に努める。

主要な施設の配置方針

ア．下水道

a．管渠

都市計画道路、その他の公共施設の整備状況を勘察し、排水区域からの下水を確実かつ効率的に集め、排水するよう配置する。

b．排水区域

用途地域全域への下水道の整備を進める。また、用途地域外については、公共下水道と農業集落排水事業や合併処理浄化槽設置等との役割分担のもとに、下水道施設の普及率の向上を図る。

c．処理場

処理区域から排除される下水量に対して必要な処理能力を有し、放流先及び周辺の土地利用の状況を勘察し三春水環境センターの整備を進める。

イ．河川

河川周辺の土地利用を勘察し、桜川の市街地内を流れる区間については、防災面に加え、うるおいや安らぎをもたらす交流の場としての水辺空間を整備する。

主な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

ア. 下水道

種 別		地区名等
公共下水道	流域関連	
	単独	三春町公共下水道

イ. 河川

種 別	名 称
一級河川	桜川

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

田村地方の中心都市として、また三春町の生活拠点として中心市街地の活性化を図るため、土地利用や道路、公園などの都市施設との総合性、一体性を確保しつつ整備を行う。

特に、(都)荒町新町線と(仮)(都)三春駅中町線及び(仮)(都)大町一本松線に囲まれた地区の商業核整備、並びに(仮)(都)三春駅中町線と(仮)大町一本松線沿道の店舗の集約整備については、市街地開発事業による整備を検討する。

7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

1) 基本方針

基本的方針

子供の健全育成の場、高齢者の集いの場、地域住民の交流の場、買物客などの憩いの場、自然との触れ合いの場など、日常生活の各場面で豊かな都市生活を支える身近な施設である公園・緑地などのオープンスペースについては、ユニバーサルデザインの理念に基づいた設計などの質的向上が求められている。このため、既存の公園の機能充実を図り、中心市街地における新たな公園やオープンスペースを確保し、親水性の高い水辺空間の整備を進めるとともに、これらを裏道や路地、参道、散策路などで結ぶ歩行者ネットワークの整備を図る。

また、住民の主體的なまちづくりへの参加欲求の高度化、新たな時代の行政と住民の役割分担構築の必要性などを踏まえ、公園・緑地などの計画立案、維持管理について住民の地域自治組織をはじめ、公益的住民活動団体などとの適正な分担を築き上げる。

自然環境保全の方針

用途地域内の7つの風致地区は、今後も地区指定を維持し、風致の維持に努めるものとする。

また、用途地域外の森林・河川・農地・宅地（集落）は、それらが一体となって循環型地域を形成するという都市づくりの理念を踏まえ、農業振興地域の整備に関する法律や森林法などとの適正な役割分担のもと土地の保全に努め、里山に抱かれた持続的発展の可能な地域づくりを進める。

天然記念物「滝桜」周辺地区や三春ダム（さくら湖）周辺地区においても、優れた自然の保全を基本に、自然観察や体験などの環境学習の場の整備を進める。

景観形成の方針

ア. 用途地域内

本区域の用途地域内では、風致地区に指定されている小規模な山々の間に筋状に狭い平場が延び、そこで人々が暮らし、活動している。

この地形そのものが用途地域内の景観形成の基礎であり、これを守りながら歴史的建築物の保存・再生、周辺との調和がとれた街並み形成を進めていくものとし、必要に応じて建築物の高さ制限などにより良好な都市景観の維持、形成を図ることとする。

特に、街路整備などによる街並みの再編が行われる場合には、歴史的建築物などの移転、新たな景観協定の締結などを進め積極的に景観形成を進めるものとする。また、桜川などの街中の水辺については、周辺景観と調和した親水性の高い環境整備を進めるものとする。

イ. 用途地域外

用途地域外では、天然記念物「滝桜」周辺地区や三春ダム（さくら湖）周辺地区において、周辺の自然環境と調和した建築物の外観や用途、地形の形質変更の規模や形態など、その主となる景観素材に調和した田園景観の形成を、特に誘導して行くものとし、その他においても今ある自然やそれに基づく農業生産基盤、さらに循環の中で生き抜く人々の生活の営みの総体として田園景観を形成する。

2) 主要な公園緑地の配置方針

環境保全系統の配置方針

本区域を東西に流れる阿武隈川水系大滝根川、三春ダム（さくら湖）は、将来にわたり現在の流れを守り、また河畔の植生、水中生物、水辺の鳥類などの生態系に十分配慮し、自然と人との調和を図るものとする。

また、用途地域内の7つの風致地区については、その地形自体が城下町形成の前提の条件であり、そこで育まれている緑は都市内の生態系を維持する貴重な役割を担っている。今後、一般国道288号バイパス整備に伴う沿道開発などにより、用途地域周辺の自然環境の破壊が懸念される場合には、新たな風致地区指定などを積極的に実施していくことが考えられる。

レクリエーション系統の配置方針

本区域の中央に位置する三春ダム（さくら湖）周辺、天然記念物「滝桜」周辺地区においては、郡山市などの都市近郊の立地条件を活かし、自然の保全や調和を前提に、自然観察、スポーツ活動などを目的とした交流空間の形成を進める。

用途地域内は、幹線道路沿いに带状に市街地が密集しており、まとまったオープンスペースが少ないことから、公園については土地区画整理事業区域内の街区公園及び城山公園以外に都市計画決定されたものはない。市街地内に指定されている7つの風致地区が公園緑地的な機能を果たしているものの、傾斜地という地形条件により利用上の制約がある。そのため、住区基幹公園については、誘致距離に配慮しつつ、市街地の形状を勘案して適性に配置整備を行う。

また、用途地域内及びその周辺においては、地形上の特性、誘致圏、都市防災機能、生活環境保全機能などを考慮し配置する。

景観構成系統の配置方針

中心市街地は、城下町としての歴史を色濃く残す蔵、町屋などの建築物が建ち並び、町の歴史を今に残している。

これら歴史的な建築物については可能な限り移築などを進め、また建て替える際には周辺建築物との調和に努めるなど、一定のルールを定め歴史ある街並みの形成に努める。

防災系統の配置方針

急傾斜地の土砂流出及び崩壊防止、並びに市街地の災害の拡大を防止する観点から、斜面の緑地を保全するため、荒町や城山城跡など7つの風致地区を配置する。また、災害時の避難地とするため、誘致距離及び市街地の形状に配慮しつつ、住区基幹公園を配置する。

3) 実現のための具体の都市計画制度方針

都市計画公園・緑地の整備

公園については他法・他制度との連携を図り、都市計画による整備が妥当と考えられる場合には、概ね以下の方針に従い整備を行う。

緑地名	整備、保全方策（地域地区等を含む）
街区公園	住居系市街地において、街区に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。 （従来の目安は概ね500m四方に1箇所程度設置）
近隣公園	住居系市街地において、近隣に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。 （従来の目安は概ね1km四方に1箇所程度配置）
地区公園	住居系市街地において、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。 （従来の目安は概ね2km四方に1箇所程度配置）
その他の公園緑地など	風致公園として、三春町の河原公園の確保を図る。

風致地区

今後も引き続き風致地区の指定などを通して、用途地域内外の良好な自然及び自然景観の維持に努める。また、用途地域周辺の環境を保全するために小規模な指定が必要と考えられる場合には、町が主体的に指定を進めるものとする。



桜川



中央大町から荒町の眺望